

船舶事故調査報告書

平成27年10月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	沈没
発生日時	平成27年5月10日 02時00分ごろ
発生場所	新潟県糸魚川市姫川港 姫川港沖防波堤東灯台から真方位172°420m付近 （概位 北緯37°02.92′ 東経137°51.02′）
事故調査の経過	平成27年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 飛鳥II、0.1トン なし、不詳 3.60m×1.33m×0.48m、FRP 不詳、不詳、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成25年10月3日 免許証交付日 平成25年10月3日 （平成30年10月2日まで有効） 同乗者A 男性 42歳 同乗者B 男性 66歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び同乗者B）、軽傷 1人（同乗者A）
損傷	船尾外板等が割損、船外機等が脱落
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、姫川港沖防波堤（以下「沖防波堤」という。）で釣りをを行う知人等2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）を乗せ、平成27年5月9日18時30分ごろ姫川港の東ふ頭地区（漁港区）を出航し、沖防波堤に同乗者2人を瀬渡した後、出発地に戻った。 同乗者Aは、沖防波堤上で釣りを行っていたところ、10日00時ごろから風が強くなってきたことを感じ、釣りを行える状況ではなくなったので、同乗者Bと共に釣り道具の片付けを行っていたところ、予定の時間より早かったが、船長が迎えに来た。 本船は、01時ごろ、釣り道具を積み込んだ後、同乗者B、同乗者

	<p>Aの順に乗船し、同乗者Aが前部スートの右舷側に船首方を向いて座り、同乗者Bが同左舷側に船尾方を向いて座り、沖防波堤に設けられた階段の所から港奥に向けて発進し、船長が船尾で船外機を操作していた。</p> <p>同乗者Aは、船首方から強い風浪を受ける状況であったので、下を向いていたところ、船首方から打ち込んだ海水が足元に溜まり始め、釣り用のバケツで海水を汲み出したが次第に船体が沈下していくのを感じた。</p> <p>同乗者Aは、本船が沈没した際に海中に投げ出されたが、付近に浮いていたクーラーボックスの取っ手に掴まっていたところ、自動膨張式の救命胴衣が膨らみ、周囲を見渡して何らかの明かりが一つ見えたものの、自身が本船から離れてしまったことが分かり、合羽のマジックテープ付ポケットに入れていた防水型携帯電話により118番通報して救助を求めた。</p> <p>同乗者Aは、救助を求めた際、周囲に灯台の明かりと陸上の交通信号機の明かりが見えたので、自身が沖防波堤と陸岸とのほぼ中間付近にいたことが分かり、その旨を通報した。</p> <p>同乗者Aは、漂流しているうちにクーラーボックスの取っ手が外れて掴まることができなくなったが、周囲の灯火の見え具合から、次第に陸岸側に流されていることが分かり、救命胴衣を手で保持しながら陸岸に近づくのを待ち、消波ブロックに近づいたところで泳ぎ、同ブロックに自力で這い上がった。</p> <p>同乗者Aは、風波を避けるため消波ブロックの裏側に回った後、消波ブロックを乗り越えようとしたものの、その高さから断念し、03時09分ごろ、再度、海上保安庁に通報し、その約1時間後、救助されて救急車で病院に搬送され、低体温症と診断された。</p> <p>本船は、05時15分ごろ、本事故発生場所の東方約1,600mの消波ブロックに、船外機が脱落した状態で漂着しているところを発見された。</p> <p>船長及び同乗者Bは、行方不明となり、海上保安庁による捜索が行われ、同乗者Bが09時46分ごろ消波ブロックに漂着しているところを、船長が12日15時20分ごろ潜水士により水深約4.7mの海底で、それぞれ発見され、いずれも溺死の疑いと検案された。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 引き揚げられた本船の状況参照)</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り</p> <p>本事故発生場所の西南西方約2.8kmに位置する姫川港気象海象観測地点の10日00時00分～03時00分間の風向風速観測値は、次のとおりであった。</p>

時刻 (時：分)	平均		最大瞬間	
	風向	風速(m/s)	風向	風速(m/s)
00:00	東南東	2.8	東南東	3.9
00:30	南東	1.6	南	3.7
01:00	南西	2.2	西南西	6.5
01:30	西	12.6	西	16.7
02:00	西	13.3	西南西	16.7
02:30	西	13.2	西	16.3
03:00	西北西	13.5	西北西	17.6

海象：海面水温 約15℃（気象庁 日別海面水温における観測値）

姫川港気象海象観測地点における波浪観測値は、次のとおりであった。

時刻 (時：分)	有義波		最高波	
	波高 (m)	周期 (s)	波高 (m)	周期 (s)
00:00	0.13	3.5	0.23	3.9
00:30	0.16	3.6	0.35	3.7
01:00	0.26	2.6	0.45	1.9
01:30	0.35	2.7	0.69	2.6
02:00	0.59	2.8	1.10	2.7
02:30	0.57	3.1	1.12	2.8
03:00	0.65	3.1	1.30	2.9

「有義波」とは、ある地点で連続する波を観測したとき、波高の高い方から順に全体の1/3の個数の波を選び、これらの波高及び周期を平均したものをいう。1/3最大波ともいう。

「最高波」とは、ある地点で観測された個別波の中で、波高が最も高い波をいう。

平成27年5月9日17時新潟地方気象台発表の上越地方の天気予報によれば、天気は曇り夜遅く晴れ、風は南西の風後やや強く、波は1.0mの予報であった。

その他の事項

同乗者Aは、沖防波堤上から南方に向かって釣りをを行っている間、西からの潮の流れがとても強いと感じていた。

同乗者Aは、風が強くなった後、予定の時間より早く船長が迎えに来たが、船長が自ら迎えに来たのか、同乗者Bが呼んだのか、知らなかった。

同乗者Aは、沖防波堤への往航時、20分程度の航行で到着したと思ったが、帰航時は、風浪により本船が思ったように進まず、出発してから本事故が発生するまで、20～30分程度経過していたように

	<p>感じた。</p> <p>同乗者Aは、下を向いて座っていたとき、初めは少しかぶる程度だった波が次第に大きくなり、時折大きな波が船内に入り込み、足首の上くらいまで海水が溜まっていた。</p> <p>同乗者Aは、本事故後、118番通報したのが02時09分であったことを知り、その時刻から逆算して沈没したのは02時00分ごろではないかと思った。</p> <p>同乗者Aは、泳ぎがあまり得意ではなかったため、船に戻ることや、岸に向けて泳ぐことはせず、海上保安庁に通報した後は、顔が海面に沈まないよう救命胴衣を保持しながら、岸に近づくのを待った。</p> <p>船長は、本船により知人等の沖防波堤への瀬渡しを行い、謝礼を受け取っていたが、遊漁船業の登録許可を受けていなかった。</p> <p>本船による瀬渡しは、同乗者Bが船長に依頼しており、同乗者Aはその詳細について把握していなかった。</p> <p>同乗者Aは、本船に乗船するのが初めてで、沖防波堤上で釣りをを行うことも初めてであった。</p> <p>同乗者Aは、同乗者Bが、日本海側で釣りを頻繁に行っているが、沖防波堤上での釣りは初めてだと聞いた。</p> <p>沖防波堤は、関係者以外の立入りが禁止されており、沖防波堤を管理している新潟県が、階段の昇り口の所に、危険立入禁止と掲示していた。</p> <p>本船は、中古で購入された後、小型船舶検査機構の検査及び登録を行っていなかった。</p> <p>同乗者Aは、本船の船尾中央に5馬力の船外機が1機装備され、船首側の中央部に支柱を立て、全周灯及び両色灯が点灯しているのを見た。</p> <p>本船は、最大搭載人員が3人で、本事故当時、2人分の釣り道具及び満載のクーラーボックス2個を積載していた。</p> <p>発見時、船長は救命胴衣を着用しておらず、同乗者Bは救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、姫川港において、風速約13m/sの西風が吹く状況下、出発地に向けて西進中、船首方から波高約1mの波を受けたことから、海水が打ち込んで船体が次第に沈下し、沈没したものと考えられる。</p> <p>本船が沈没するに至った状況については、船長が死亡していることから、明らかにすることはできなかった。</p> <p>本船は、船舶検査を受検していなかったことから、航行の用に供し</p>

	<p>てはならなかった。</p> <p>本船は、最大搭載人員が3人のところ、大人3人が乗船して2人分の釣り道具及び満載のクーラーボックス2個を積載していたことから、乾舷が減少していた可能性があると考えられる。</p> <p>船長及び同乗者Bの死因は、溺死の疑いであった。</p> <p>船長及び同乗者Bは、落水して溺死したものと考えられるが、溺死に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>同乗者Aは、低体温症を負った。</p> <p>同乗者Aは、落水し、海面水温約15℃の海中に約1時間浸かっていた後、消波ブロックに上がって約1時間後に救助されたことから、低体温症に陥ったものと考えられる。</p> <p>同乗者Aは、消波ブロックに上がった後、風速約13m/sの西風が吹く状況下、消波ブロックの裏側に回って風波を避けていたことから、重症に至らずに済んだ可能性があると考えられる。</p> <p>立入りが禁止されている沖防波堤等において、釣りをしてはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、姫川港において、風速約13m/sの西風が吹く状況下、出発地に向けて西進中、船首方から波高約1mの波を受けたため、海水が打ち込んで船体が次第に沈下し、沈没したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象及び海象情報、船舶の堪航性を考慮し、適切な時機に帰航の判断をすること。 ・ 乗船者は、救命胴衣を着用すること。 ・ 落水した場合には、救命胴衣により海面から顔が出るよう安全な姿勢を保持し、防水型携帯電話により救助を要請し、体力を消耗させないように救助を待つこと。 ・ 船舶検査を受検していない船舶は、航行の用に供してはならない。 ・ 立入禁止区域での釣りは、厳に慎むこと。

付図1 事故発生場所概略図

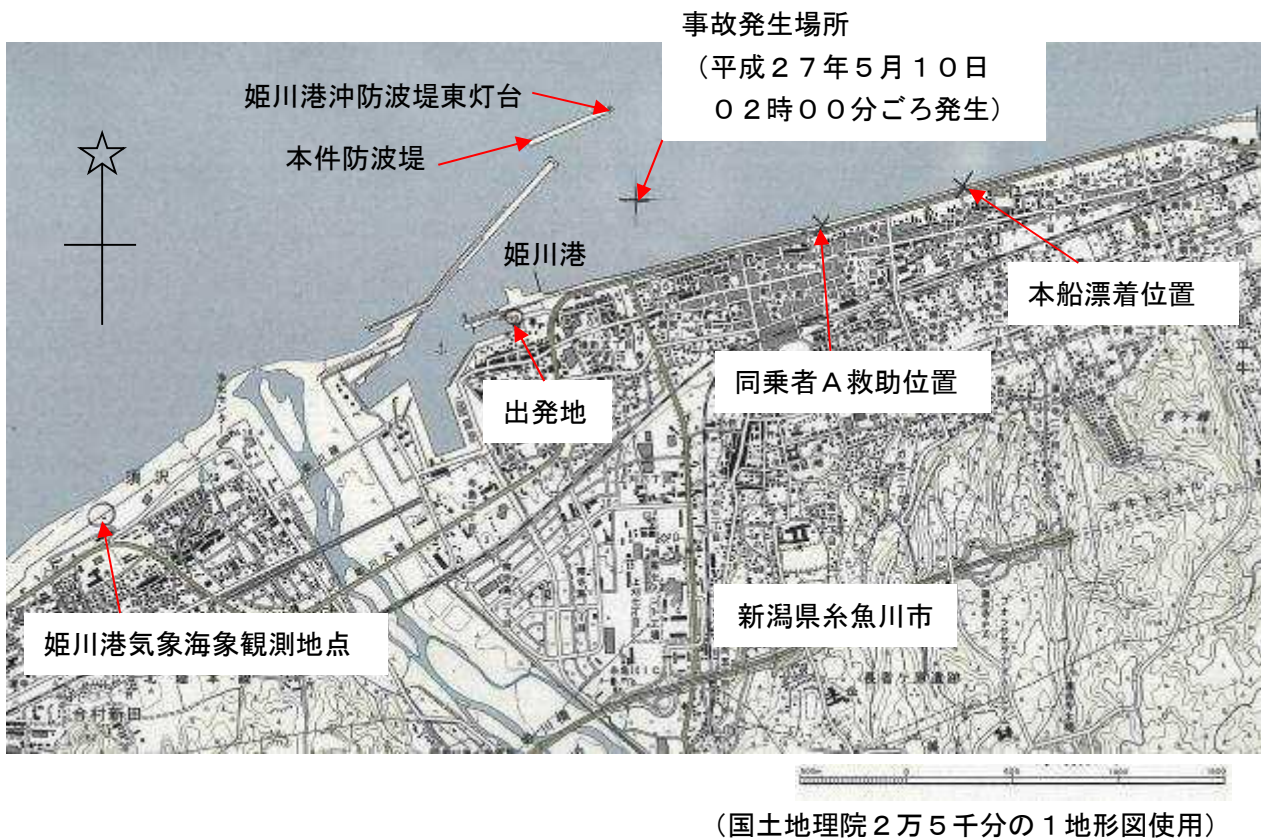


写真1 引き揚げられた本船の状況

